

同 意 書

法人保証

年 月 日

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会会長 様

連帯保証人

法 人 名

代表者 役職・氏名

(印)

(法人代表者の公印)

※いざれかに○印

- 介護福祉士等修学資金
 介護福祉士実務者研修受講資金
 介護人材再就職準備金
 福祉系高校修学資金
 介護分野就職支援金
 障害福祉分野就職支援金

の借入申込みにあたり、下記について同意します。

- 当法人は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。
 - 当法人は、上記資金の利用に伴い貴会が保有する個人情報について、本書ならびに和歌山県社会福祉協議会の規程にもとづいて取り扱われることに同意します。
 - 当法人は、上記資金の利用に伴い提出した書類の発行事業所等に対し、和歌山県社会福祉協議会が確認を行うことに同意します。
 - 当法人は、現在及び将来にわたり、次のいずれにも該当しません。
 - ・ 暴力団
 - ・ 役員等（役員又は支店もしくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの。
 - ・ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - ・ 自己、その属する法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用しているもの。
 - ・ 暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、または便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、または関与しているもの。
 - ・ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
 - 当法人は、和歌山県社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から当法人又は当法人の役員等に係る暴力団員該当性情報の提供を求めるに同意します。
- 注) 暴力団とは、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。
- 暴力団員とは、法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 申請内容に虚偽が判明した場合には、直ちに貸付けの中止を行い、貸付金の繰上一括返済を求ることに同意します。

※ 各項目の「□」欄は、本人が内容を確認したということをより明確にするためにチェック☑をしていただく欄となります。